

機能名称	仕様書たき台	備考
1. 共通機能		
1.1. 管理項目		
1.1.1. 宛名システムへの要求	<p>【実装すべき機能】 税務システムにて宛名基本情報を保持できること（ただし、宛名システム等の外部データベースと連携し、税務システムでは宛名情報を保持せず、照会する形式での実装も可とする）。</p> <p>宛名システム等と連携し、宛名基本情報の取り込みができること（なお、地域情報プラットフォーム標準仕様で定義されている住民基本台帳ユニットまたは住登外管理ユニットからのデータ受領として実施する場合及び宛名システムを導入していない場合は、この限りでない）。</p> <p>住民の宛名基本情報（住民番号、世帯番号、氏名（旧姓、通称名）、氏名カナ、続柄、生年月日、性別、郵便番号、住所、方書、転出先（転出の場合のみ）等を管理（参照）ができること。 住登外の宛名基本情報（登録日、利用廃止日、住民番号、世帯番号、氏名（旧姓、通称名）、氏名カナ、生年月日、性別、郵便番号、住所、方書、個人番号（マイナンバー）、日本人/外国人の別等）を管理（参照、登録、修正、削除）ができること。</p> <p>法人の宛名基本情報（名称、名称カナ、郵便番号、住所、方書、法人番号（マイナンバー）、電話番号、法人種別（特許事業者等）等を管理（参照、登録、修正、削除）ができること。</p> <p>宛名・科目単位に代理人（承継人（相続人）、納税管理人、破産管理人、成年後見人、税理士等）の情報（氏名、住所、送付先・連絡先等）を管理（参照、登録、修正、削除）ができること。</p> <p>宛名・科目単位に送付先・連絡先情報（送付先住所、連絡先区分（自宅/勤務先/携帯）、電話番号、有効期限、特記事項等）を管理（参照、登録、修正、削除）ができること。固定資産税の土地家屋と償却資産についてはそれぞれ別の送付先が設定できること。</p> <p>同一人で複数の宛名が存在する場合に、宛名番号の関連付け（同姓同名、住所等）を行い、連付けした宛名の中で、代表して使用する宛名を設定できること。</p>	
1.1.2. 個人番号（マイナンバー）の取り扱い	<p>【実装すべき機能】 納税義務者・特徴義務者から申告（紙申告及び電子申告）のあった個人番号を管理できること。個人番号の参照・更新権限は組織単位で制御できること。</p> <p>納税義務者・特徴義務者に通知すべき通知書類に個人番号を出力できること。</p> <p>番号法別表第1・別表第2及び市町村独自事務における情報提供ができること。</p>	
1.1.3. メモ	<p>【実装すべき機能】 個人・法人・課税客体を単位とし、記載事項を限定しないメモ入力が可能であること。</p> <p>個人・法人・課税客体ごとに複数件メモを登録可能であること。</p> <p>宛名システム等の画面上で業務共通のメモを管理でき、業務間で情報共有できること。</p> <p>業務共通の特記事項（メモ）を参照できること。また、メモを登録した税目が画面上で容易に確認できること。</p> <p>メモは閲覧権限を設定できること。</p> <p>1件当たり999文字管理できること。</p>	管理文字数については、データ移行の阻害要因となり得るため、999文字に固定する。
1.1.4. 入力場所・入力端末	<p>【実装すべき機能】 システムログや証明書発行管理に使用するため、システムを使用する場所として、本庁、支所、出張所、システム利用課等の入力場所及び入力端末等の登録管理ができること。</p> <p>指定都市においては、行政区（総合区を設置している場合は総合区。以下同じ。）（区役所）を管理できること。</p>	
1.1.5. 住所マスタ	<p>【実装すべき機能】 毎月（一般市区町村においては、必要に応じ）、最新の住所情報を更新すること。国名については毎年、最新の情報を更新すること。ただし、本籍地等の（旧）町名等が入力できること。</p> <p>住所情報は、職員でも容易に修正できること。</p> <p>住所辞書については全国的に提供されるものを使用し、住所コードは全国地方公共団体コードを使用した11桁の値とすること。構成は、都道府県（2桁）+市区町村（3桁）+大字（3桁）+小字（3桁）とすること。</p> <p>なお、都道府県コードはJIS X 0401に、市区町村コードについてはJIS X 0402に準拠すること。大字、小字は規定しない。</p> <p>併せて、郵便番号についても管理できること。</p> <p>住所かな入力（例えば、東京都野市神明の場合であれば、「ト ヒ シ」のように、住所の頭の数字を入力することをいう。）をすることで、郵便番号及び住所が自動で入力されること。また、郵便番号を入力することで、住所が自動で入力されること。</p> <p>住所及び本籍について都道府県名一市区町村名一大字一小字の順に一覧表より順番に選択していくことで住所辞書からの引用ができること。</p> <p>また、指定都市においては必要に応じて自区の住民又は消除者のみ検索対象とする等、検索範囲の制限（絞込み）ができること。</p>	税務システムの標準仕様としての必要性を検討中のため、要否について意見をお聞かせください。
1.1.6. 役場マスタ	<p>【実装すべき機能】 全国の役場マスタ（役場名、住所等）を管理すること。</p> <p>一括でデータ等を取り込み、役場マスタを一括更新できること。</p>	税務システムの標準仕様としての必要性を検討中のため、要否について意見をお聞かせください。
1.1.7. 金融機関マスタ	<p>【実装すべき機能】 金融機関マスタデータ（金融機関コード、金融機関名、取扱店コード、取扱店名、電話番号等）を管理できること。</p> <p>金融機関マスタデータをオンラインで登録、修正できること。</p> <p>金融機関マスタデータをCSVで取込みできること。</p> <p>金融機関マスタデータをオンラインで参照できること。</p>	税務システムの標準仕様としての必要性を検討中のため、要否について意見をお聞かせください。
1.1.8. 公印管理	<p>【実装すべき機能】 発行者及び職務代理者の公印が管理できること</p> <p>システムから出力される公印印字に対応する証明書等には、証明書ごとに、発行者又は職務代理者の職名・氏名、公印印字の有無及び公印の種類（発行者又は職務代理者の印）が選択できること。また、発行者又は職務代理者の職名を印字する場合は、指定都市・特別区の場合も含め、都道府県名を印字すること。</p> <p>なお、公印は電子公印に対応し、種類（発行者又は職務代理者の印、証明書専用の印、カード券面用の印）が選択できること。また、「公印省略」「この印は黒色です」等の任意の固定文言が印字できること。</p> <p>なお、電子公印は最大 25mm角の黒色とし、本庁・支所ごとの登録管理は不要とする。</p> <p>【実装しない機能】 支所・出張所の専用公印を持つこと。</p> <p>指定都市や特別区等においては、発行者又は職務代理者の職名を印字する場合に、都道府県名の印字を省略できること。</p>	
1.1.9. 発行者	<p>【実装すべき機能】 各種通知書・証明書等の発行者は、市区町村長と職務代理者の2件について、職名・氏名を管理できること。</p> <p>また、期間等事前に登録した条件によって、自動的に切り替わることができるよう職務代理者期間の管理ができること。</p> <p>指定都市においては、区長と区長の職務代理者を管理できること。</p> <p>【実装しない機能】 証明書等の発行者を「〇〇長 公印」のように氏名空欄とできること。</p>	

機能名称		仕様書たき台	備考
1.2. 検索・照会			
1.2.1.	検索機能	<p>【実装すべき機能】</p> <p>システム利用者（ID単位）ごとに、一度検索ダイアログ等で設定した値（検索履歴）については、自動的にその設定値が、一定の件数保存されること。</p> <p>また、それら検索履歴を選択することによって、同じ条件による再検索及び検索履歴を活用することによる新たな検索にも対応できること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メモで管理している文字列も検索対象とすること。 ・過去10件分の検索履歴から選択して再検索ができること。 	
1.2.2.	検索文字入力	<p>【実装すべき機能】</p> <p>ふりがなを登録している場合は、片仮名・平仮名のいずれかで入力及び検索できること。</p> <p>以下のあいまい検索ができること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・清音、濁音、半濁音による違いを無視できること。 例 「チ」と「ジ」、「ズ」と「ヅ」、「ワ」と「ハ」、「ヴァ」と「バ」、「ヴィ」と「ビ」、「ヴ」と「フ」、「オ」と「ヲ」、「ひ」と「び」 ・拗音、促音の小文字と大文字による違いを無視できること。 例 「ッ」と「ウ」、「ッ」と「ウ」、「ユ」と「ヨ」、「ヨ」と「ヨ」 ・氏名（カナ）等で文字列一致検索（完全一致・部分一致）ができること。 ・名（氏名の名）のみの検索ができること。 ・氏と名との間のスペースを無視した検索ができること。 ・氏名ふりがな検索について、2文字目以降が「う」の場合で、その直前の文字が「お段」の場合、「う」を「お」に変換して検索できること。 ・長音の有無を無視 ・入力ゆらぎ対応として、「一（全角長音）」と「ー（全角ダッシュ）」と「-（全角マイナス）」と「-（全角ハイフン）」、「-（半角長音）」と「-（半角ハイフン、マイナス）」、「全角スペース」と「半角スペース」を区別せず検索条件として指定でき両方が該当として処理されること。 ・検索文字から、異体字や正字も包含した検索ができること。 例：検索文字の例 「辺」で検索時は「邊」、「辺」、「邊」、「邊」等、 「浜」で検索時は「濱」、「浜」、「濱」、「浜」等、 「藤」で検索時は「藤」、「藤」、「藤」等が検索対象文字となる。 ・外字を登録する際に、異体字を合わせて登録した場合は、それも包含して検索できること。 <p>なお、一般市区町村においては、あいまい検索の機能として異体字検索は、実装してもしなくても良い機能とする。</p> <p>【実装しない機能】</p> <p>（株）や（有）等の記号を入力及び検索できること。</p>	
1.2.3.	支援対象者照会	<p>【実装すべき機能】</p> <p>照会した支援対象者（併せて支援を求める者を含む。）に該当する個人の情報を確認する場合において、支援措置期間中又は仮支援措置期間中である旨が明示的に確認できること。</p>	
1.3. 抑止設定			
1.3.1.	異動・発行・照会抑止	<p>【実装すべき機能】</p> <p>支援対象者に対する抑止、排他制御（1.7.4 参照）、その他の抑止を管理できること。</p> <p>各抑止機能について、異動入力、証明書発行、照会などの処理ごとに、個人及び世帯単位で、抑止（エラー、アラートは表示されるが、処理可又は処理不可（抑止なし））の開始日及び終了日設定が住民記録システムと連動して可能であること。抑止が終了していない者について、業務ごとに抑止の一時解除ができること。また、抑止の一時解除については、誤って本解除として扱われないように、コンビニ交付システム及び税務システム中の他業務へのデータ連携は不要とすること。</p> <p>証明書発行の抑止設定及び解除情報については、コンビニ交に対しては自動連携されること。</p>	
1.3.2.	他システム連携	<p>【実装すべき機能】</p> <p>抑止対象者設定及び解除について、住民記録システムからのデータを取り込みもしくは必要に応じた照会ができること（宛名システム等を経由しても可）。</p>	税務システムでは、住民記録システム（もしくは宛名システム等）から連携された支援対象者の情報を用い、異動・発行・照会抑止を実施することを想定している。
1.3.3.	支援措置	<p>【実装すべき機能】</p> <p>支援対象者（併せて支援を求める者を含む。）が含まれる縦覧簿・台帳の閲覧又は各種証明書の交付を実施しようとする際に、エラーとすることができること。審査の結果、各種証明書等の交付を行う場合には、エラーを解除できること。</p> <p>さらに、支援措置の期間設定は、住民記録システムと同期すること。</p>	税務システムにて直接支援対象者の情報を設定・修正することはないため、支援措置期間の延長等に関する機能は定義しない。
1.4. 端数処理・税額計算			
1.4.1.	端数処理・税額計算方針	<p>【実装しない機能】</p> <p>過年度更正における税額等の計算について、対象年度に実施した計算方式を再現できること。</p>	カスタマイズ要因の撤廃を目的として、各種計算方式の差異について標準化を検討している（現在の仕様書案には未掲載）。システムに実装する計算方式を統一するためには、過年度更正における税額等の計算においても標準化された方式での計算とする必要があるため、実装しない機能として左記を定義することを考えている。
1.5. 証明・通知			
1.5.1.	方書の記載	<p>【実装すべき機能】</p> <p>方書については、省略せず、全ての各種通知書・証明書に必ず記載すること。</p>	
1.5.2.	発行番号	<p>【実装すべき機能】</p> <p>発行番号を証明書に記載できること。</p> <p>また、発行番号の一部を発行場所単位を示す番号とすることができること。</p> <p>発行番号は以下の表示方法とすること。</p> <p>発行年月日・市区町村名・発行端末番号・発行プリンタ番号・発行された順に付された番号・ページ数／総ページ数</p> <p>例：20200502 ●●市 本庁1 プリンタ001 011 1/2</p> <p>なお、必ずしも出力機器を特定できない場合については、空欄とすることも可能であること。</p> <p>複数部数を発行する場合は、一部ずつ異なる発行番号とすること。</p> <p>【実装しない機能】</p> <p>発行場所を証明書に記載できること。</p>	税務システムの標準仕様としての必要性を検討中のため、要否について意見をお聞かせください。
1.5.3.	文書番号	<p>【実装してもしなくても良い機能】</p> <p>印刷処理単位に、システム画面より手入力した文書番号を通知書に印字できること。</p> <p>年度、自治体名及び節課名、連番等が印字できること。</p>	
1.5.4.	公用表示	<p>【実装すべき機能】</p> <p>各種課税証明書・納税証明書に「公用」の表示（印字）ができること。</p>	税務システムの標準仕様としての必要性を検討中のため、要否について意見をお聞かせください。

機能名称		仕様書たき台	備考
1.5.5.	文字溢れ対応	【実装すべき機能】 システムから出力される各種通知書・証明書等の出力項目に文字溢れが発生した場合は、文字の大きさを調整するなどして、文字超過とならないようすること。 なお、文字数が多くやむをえず文字溢れが生じる場合や、未登録外字が含まれる場合は、アラートを表示して注意喚起するとともに、文字超過リストを出力して、文字溢れした情報を確認できるようにすること。ただし、住民票の写しや住民票記載事項証明書等の証明書については、出力時に文字溢れしている旨のアラートを表示し、証明書の該当項目は空白で出力すること。	
1.5.6.	カスタマーバーコード	【実装すべき機能】 カスタマーバーコード情報を印字できること。カスタマーバーコードの印刷に際しては、郵便局が示す印字領域内に印字できること。	
1.5.7.	窓あき封筒	【実装すべき機能】 ・宛名シールと同じ情報を汎用紙に窓あき封筒用として出力できること。	封入・封緘時の作業誤りのリスクが少ない窓あき封筒を、住民への各種通知書を発送する際の標準的な運用として位置付ける。
1.5.8.	宛名シール	【実装すべき機能】 ・検索結果や処理結果の対象者に対して宛名シールを一括出力できること。	全庁的に窓のない封筒を一括で購入している等の理由により、窓あき封筒を利用しない市区町村向けに、宛名シールの機能を定義する。
1.6. 連携			
1.6.1.	団体内統合宛名システムとの連携	【実装すべき機能】 番号法における情報提供ネットワークシステムと接続する中間サーバの副本情報を更新するための「団体内統合宛名システム」(地方自治体固有の宛名システムのことはない。)に対して、団体内統合宛名システムで使用する情報が送信できること。 【実装しない機能】 番号法の「団体内統合宛名システム」で付番された「団体内統合宛名番号」を取り込むことができること。	
1.6.2.	地域情報プラットフォーム標準仕様に基づく連携仕様に基づく連携	【実装すべき機能】 地域情報プラットフォーム標準仕様で定義されている他業務ユニットからのデータ受信(住民記録、住登外管理、国保、年金、後期高齢者医療、介護保険)及び税務システム内でのデータの送受信、税務システムより他業務ユニットへのデータ送信については、準拠レイアウトでSOAP通信又は数分間隔でのFIP等によるファイル連携ができるようにすること。 なお、送受信には文字コード変換機能を有した地域情報プラットフォーム標準仕様準拠製品(PF通信機能等、サービス基盤製品を含む。)を用いること。	
1.6.3.	eLTAxからの情報の取り込み	【実装すべき機能】 eLTAxからの各税目に関する以下の情報を管理(設定、保持、修正)できること。 ・電子申告情報 ・共通納税情報 外部電子媒体を経由しての電子ファイル一括取り込みができること。 【実装してもなくても良い機能】 外部媒体を経由することなく(システムに直接)自動で連携できること。	今後のeLTAxの利用拡大に鑑み、eLTAxとの情報連携(手入力及び一括取り込み)については実装すべき機能と定義する。 市区町村の市内ネットワーク及びU-NAVを経由した自動連携については、各市区町村のネットワーク等の構成及び考え方に依存するため、実装してもしなくても良い機能とする。
1.6.4.	eLTAx納税者IDの管理	【実装すべき機能】 eLTAxからの情報取り込みにおいて、税務システム内であらかじめ登録したeLTAx納税者IDを用い、eLTAxからの情報と税務システム内の情報の紐づけができること。 【実装してもなくても良い機能】 eLTAxからの情報取り込みにおいて、税務システム内であらかじめ登録した氏名・住所を用い、eLTAxからの情報と税務システム内の情報の紐づけについて紐づけされること。また、紐づけについて複数の候補がある場合は、該当情報を通知し、システム画面にてどの情報と紐づけするか選択できること。	今後のeLTAxの利用拡大に鑑み、納税者IDを活用した情報の紐づけを実施する。 氏名・住所を用いた紐づけについては、当該機能の利用について慎重な市区町村もあることから、実装してもなくても良い機能とする。
1.6.5.	コンビニ交付	【実装すべき機能】 広域交付システムインタフェース仕様書に基づく端末における証明書交付に対応していること。 公的個人認証サービスを用いた証明書等の電子申請に対応していること。	今後のコンビニ交付の利用拡大に鑑み、コンビニ交付における連携対応は必須とする。 ただし、コンビニ交付サービスを提供するかは、市区町村の状況に鑑み、選択できることとする。
1.7. 共通管理			
1.7.1.	EUC機能他	【実装すべき機能】 ・EUC機能(汎用のデータ抽出機能)を有していること。 ・任意の抽出条件を指定し、条件に該当する業務に必要な全てのデータを抽出できること。 ・テーブル結合によるデータ抽出もできること。 ・抽出結果は、CSVなど加工可能なデータ形式で出力できること。 ・任意の抽出条件を保存することができ、保存した条件でデータ抽出ができること。 ・標準仕様書上、EUCでの代替が認められている機能については、システム導入時に抽出条件を設定すること。	

機能名称	仕様書たき台	備考
1.7.2. アクセスログ管理	<p>【実装すべき機能】 <ログの取得> 個人情報や機密情報の漏えいを防ぐために、システムの利用者及び管理者に対して、以下のログを取得すること（IaaS事業者がログについての責任を負っている場合等、パッケージベンダ自体がログを提供できない場合は、IaaS事業者と協議する等により、何らかの形で本機能が市区町村に提供されるようにすること）。</p> <p>●操作ログ 取得対象：①照会、②帳票発行、③異動入力（履歴追加）、④異動入力（履歴修正）、⑤異動入力（履歴削除）、⑥バッチ処理（帳票作成）、⑦バッチ処理（データ更新）、⑧画面ハードコピー、⑨データ抽出（EUC） ※③から⑤までについては、仮登録及び本登録両方の操作ログを取得できること。</p> <p>記録対象：操作者ID、日時、ファイル名、端末名、オンラインの場合は対象となったレコード（処理対象者等）・機能名・画面名、バッチについては処理名、処理・交付場所、個人番号へのアクセス有無</p> <p>●認証ログ ログイン及びログインのエラー回数等</p> <p>●イベントログ 税務システム内で起こった特定の現象・動作の記録。異常イベントやデータベースへのアクセス等のセキュリティに関わる情報</p> <p>●通信ログ WebサーバやWebアプリケーションサーバ、データベースサーバ等との通信エラー等</p> <p>●印刷ログ 印刷者ID、印刷日時、対象ファイル名、印刷プリンタ（又は印刷端末名）、タイトル、枚数、公印出力の有無、個人番号の出力の有無、出力形式（プレビュー、印刷、ファイル出力等）、証明書の場合には発行番号等の情報、各種通知書等の場合には文書番号情報</p> <p>●設定変更ログ 管理者による設定変更時の情報</p> <p>●エラーログ 税務システム上でエラーが発生した際の記録。管理者による設定変更時の情報</p> <p>取得したログは、市区町村が定める期間保管するとともに、オンラインでの検索・抽出・照会、EUC機能を用いた後日分析が簡単にできること。なお、システム利用者や第三者によるログの改ざんがされないよう、書き込み禁止等の改ざん防止措置がされること。</p> <p><ログの分析> システムの利用者及び管理者のログについては、以下の分析例の観点等から分析・ファイル出力が作成できること（IaaS事業者がログについての責任を負っている場合等、パッケージベンダ自体がログを提供できない場合は、IaaS事業者と協議する等により、何らかの形で本機能が市区町村に提供されるようにすること）。</p> <p>【分析例】 ・深夜・休業日におけるアクセス一覧 ・ログイン失敗一覧 ・ID別ログイン数一覧 ・大量検索実行一覧 ・宛番号等から該当者の検索実行一覧</p>	
1.7.3. 保存年限	<p>【実装すべき機能】 ・賦課/収納データは法令年限及び業務上必要な期間の範囲内で保存できること。</p>	
1.7.4. 操作権限管理	<p>【実装すべき機能】 発注者のシステム操作権限ポリシーに基づき、システムの利用者及び管理者に対して、個人単位でID及びパスワード、利用者名称、所属部署名称、操作権限（異動処理や表示・閲覧等の権限）、利用範囲及び期間が管理できること。 職員員のシステム利用権限管理ができ、利用者名とパスワードを登録し利用権限レベルが設定できること。 ユーザIDとパスワードにより認証ができ、パスワードは利用者による変更、システム管理者による初期化ができること。認証にあたっては、シングル・サイン・オンが使用できること。 アクセス権限の付与は、組織単位、利用者単位で設定できること。 アクセス権限の設定はシステム管理者により設定できること。 アクセス権限の付与も含めたユーザ情報の登録・変更・削除はスケジューラに設定し、事前に準備ができること。 また、事務分掌による利用者ごとの表示・閲覧項目及び実施処理の制御ができること。 他の職員が住民情報の入力・異動作業をしている間は、同一住民の情報について、閲覧以外の作業ができないよう、排他制御ができること。 なお、操作権限管理については、操作権限一覧表での管理及びそれらに基づく利用者別の各種制御ができること。 IDパスワードによる認証に加え、ICカードや静脈認証等の生体認証を用いた二要素認証に対応すること。複数回のアクセスの失敗に対して、強制的に終了させることができること。</p>	
1.7.5. ヘルプ機能	<p>【実装すべき機能】 システムの操作方法や運用方法等について、マニュアルを有していること。 また、ヘルプ機能として、操作画面上から、当該画面の機能説明・操作方法等が確認できるオンラインマニュアル（画面上に表示されるマニュアル類）が提供されること。</p> <p>【実装しない機能】 システムの操作方法や運用方法等について、冊子のマニュアルを有していること。</p>	
1.7.6. 中間標準レイアウト仕様での出力	<p>【実装すべき機能】 「中間標準レイアウト仕様」で定義された表形式（移行ファイル構成表、移行ファイル関連図、データ項目一覧表、コード構成表、コード一覧）、XML形式又はCSV形式（レイアウト仕様）に準拠したデータ抽出機能が提供されること。また、中間標準レイアウト仕様以外で保有するデータがある場合は、同様に提供されること。 なお、システム契約期間の終了時には、その時点での「中間標準レイアウト仕様」で定義された表形式、XML形式又はCSV形式でデータ提供ができること。</p>	

機能名称		仕様書たき台	備考
1.8. エラー・アラート項目			
1.8.1.	エラー・アラート項目	<p>【実装すべき機能】 論理的に成立し得ない入力その他の抑止すべき入力等(少なくとも「エラー項目一覧」に記載のもの)は、エラー(※)として抑止すること。エラーは、当該内容で本登録することを抑止することが目的であり、その実装方法としては、エラーメッセージを表示し、次の画面に進めないようにすることも、エラーメッセージの表示によらず、そもそも入力不可とすることで対応することも差し支えない。また、仮登録段階でエラーメッセージを表示して抑止することも、本登録段階でエラーメッセージを表示して抑止することも、いずれもエラーの実装方法として許容される。 論理的に成立するが特に注意を要する入力等(少なくとも各業務の仕様書に記載のもの)は、アラート(※)として注意喚起すること。</p> <p>※エラー：論理的に成立し得ない入力その他の抑止すべき入力等について、抑止すべき原因が解消されるまで、当該入力等を確定(本登録)できないもの。 ※アラート：論理的に成立するが特に注意を要する入力等について、注意喚起の表示を経た上で、当該入力等を確定できるもの。</p> <p>エラー・アラートとする場合は、原因となったエラー・アラート項目と理由・対応方法を入力者に適切に伝えること。</p>	
1.9. 様式・帳票出力			
1.9.1.	データ出力	<p>【実装すべき機能】 住民への各種通知書(案内文、催告書、督促状を含む)について、印刷の外部委託を実施するための印刷イメージデータ又はテキストデータを出力できること。 印刷イメージデータ及びテキストデータは、システム事業者以外の事業者が取り扱えるよう、PDF・CSV等の汎用的な形式とすること。</p> <p>また、印刷イメージデータの出力においては、帳票印刷作業の都合に合わせて、当該帳票の出力項目を用いて山分け条件やソート順を任意に設定できること。</p> <p>一覧形式の内部帳票については、CSV等の汎用的かつ加工可能な形式で出力できること。</p> <p>【実装しなくても良い機能】 当該帳票の出力項目以外のデータ項目を用いて、山分け条件やソート順を任意に設定できること。</p> <p>住民への各種通知書については、各票の内容を1レコードとし、一覧形式で出力できること。 なお、当該データの出力においてはCSV等の汎用的かつ加工可能な形式で出力できること。</p>	<p>各市区町村において、自庁の体制などに鑑み、住民への発送物については印刷業務の外部委託を実施している実態を踏まえ、印刷イメージデータ、テキストデータの出力機能を定義。また、封筒等の区別や同封物の封緘作業のため、山分けやソート順を任意設定する機能を定義。</p> <p>一覧形式の内部帳票については、印刷物の削減や加工などの2次利用を実施している実態を踏まえ、CSVなどの形式によるデータ出力機能を定義。</p> <p>住民への各種通知書の発行時に、データにて最終確認作業を実施している市区町村もあることから、当該情報の一覧形式での出力機能を定義。</p>
1.9.2.	印刷	<p>【実装すべき機能】 証明書等を発行する際にプリンタやトレー(ホッパ)の指定ができること。 出力部数を設定できること。 任意で設定した複数の優先順位に応じた出力順で出力できること。 帳票発行時にプレビュー機能を保有すること。 帳票発行時にPDFか紙出力が指定でき、プリンタが指定できること。 税務システム内部でアクセスログの取得が可能な形で、表示画面のハードコピー機能及びハードコピーの印刷機能を有すること。 氏名や住所等の印刷域桁数を超過したのものについては、帳票発行時に超過内容を記載したリストを出力できること。 一括出力、個別出力、再発行に対応すること。 一括出力：特定の条件などの指定により複数の対象に対して一括で帳票を出力する方式 個別出力：特定の対象を指定し1件ずつ帳票を出力する方式 再発行：過去に出力した帳票と同一の帳票を出力する方式</p> <p>【実装しない機能】 アクセスログが取得できないOS独自の印刷ができること。 大量印刷ができること。</p>	
1.10. データ要件			
1.10.1.	データ構造	<p>※検討中</p> <p>【実装すべき機能】 住民記録システムにおいて管理するデータについて、標準化したデータ構造(以下「標準データ構造」という。)に従った最新のデータを保持すること。他システムとの連携時及びシステム更改時には、標準データ構造に従って最新のデータを提供すること。 なお、現行のデータ構造からの円滑な移行を実現するため、当面、システム処理の便宜上、標準データ構造と連携させた従来のデータ構造及びデータを保持・運用することを許容する。</p>	本項目には、参考として住民記録標準仕様書の記載を掲載している。
1.10.2.	文字	<p>※検討中</p> <p>システムで用いるデータの文字セット(※1)はJIS X 0213:2012、文字コードはISO/IEC 10646:2017(※2、※3)、通信インターフェースの文字符号化方式はUTF-16とすること。ただし、氏名、旧氏、通称、世帯主、住所、方書、転入前住所、本籍及び筆頭者の項目(以下「氏名等」という。)の文字セットについては、「文字情報基盤」として整備された文字全てが利用できる(※4)、JIS X 0213:2012及びISO/IEC 10646:2017附属書A(※3)に規定されている以下の組とすること。</p>	本項目には、参考として住民記録標準仕様書の記載を掲載している。
2. 非機能要件			
2.1.			
2.1.1.	非機能要件	<p>「新経済・財政再生計画改革工程表2019」(令和元年12月19日)及び「デジタル・ガバメント実行計画」(令和元年12月20日閣議決定)において、市町村の17業務に係るシステムが地方公共団体の業務プロセス・情報システムの標準化の検討の対象とされている。これらのシステムに共通する非機能要件の標準については、内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室及び総務省において検討することとしている。</p> <p>各市区町村が17業務に係る情報システムを調達する際は、この標準を開発ベンダに対して示すこととなる。</p> <p>各業務システムの標準仕様書において、標準よりもレベルの高い非機能要件を定める場合には、当該標準仕様書の非機能要件部分優先され、また、標準仕様書を策定する過程において、他のシステムに影響がでないように、標準の非機能要件のレベルと調整を行う必要がある。</p> <p>本標準仕様書における非機能要件については、内閣官房及び総務省が定めた標準に従うものとするが、一部の非機能要件については、「機能要件」に盛り込まれている。</p>	